◿訪問販売◸

悪質業者は社会情勢を利用し、消費者を狙う

悪質商法の業者は、高齢化社会の進展や金余り現象などの社会経済情勢を、巧みに利用して消費者を狙っています。平成元年一月から十一月までに、全国の警察が検挙した主要な悪質商法事件の被害に遭った人は、約七万四千人、被害総額は約四百七十億円に上りました。

ここでは悪質商法の手口、最近の特徴を紹介し、これらの被害に遭わないための十か条をまとめてみました。

日常生活に密着している悪質商法

無店舗販売事犯とは訪問販売や通信販売の形態を利用して行われている悪質商法をいいます。

これは、日常生活に密着しているため、すべての消費者が被害者となる可能性があるといえます。主な手口として、次のようなものがあります。

■かたり商法

「消防署のほうから来ました。消火器は、家庭に一本置くことが義務づけられています」などといって、普通の消火器を高く売りつける手口。

■資格商法

「この講習を受けると、試験なしで、国家資格が取れる」などとだまして、受講料やテキスト代をだまし取る手口。

■内職商法

「この商品はいま売れていて、生産が追いつかないんですよ。片手間にできますから、内職でやってみませんか」などとだまして、商品を作るのに必要な機械などを売りつけ、できた商品は、買わないという手口。

こうした商法は、人間の気持ちを悪用しています。

かたり商法は、公的機関の身分をかたって、相手を安心させる手口です。また、資格商法・内職商法などは、家計のやりくりや有利な労働条件を得ようとする人の気持ちにつけこむ手口といえるでしょう。

クーリング・オフ制度の活用を

「悪いことが起こります。これを買って運を開きなさい」などとすすめる開運商法や、集会場に集め群集心理を利用して商品を販売するSF(催眠)商法もトラブルの多い商法といえます。消費者の不安をあおりたてたり、周囲の雰囲気を利用したり、特異な状態の中で契約させられてしまうケースがあるからです。契約に不審を感じたら、早めに対応することが大切です。

訪問販売の場合、後になってどうしても返したいというとき、契約したときに渡された書面が訪問販売法に基づいたものであれば、クーリング・オフを利用して契約を取り消すことができます。

また、もしそうした書面がないときは、そのこと自体が法律違反になりますから、なるべく早く県消費生活センターなどに相談してください。

被害に遭わないための10か条

悪質商法の被害に遭わないために、次のことを心得ておくといいでしょう。

①「うまい話は、この世にない」を銘じておく。

②見知らぬ人の親しげな接近に要注意。

③相手の身なりや態度にまどわされない。

悪質業者も一見、誠実なビジネスマン風で、善良で優しそうな態度を示します。

④「話だけでも聞いてやろう」は禁物。

⑤きっぱり断る。

遠回しな断り方をすると、ますますしつこく勧誘します。

⑥笑顔を見せず、長話ししない。

いったん笑顔で対応すると、き然と断ることが難しくなります。

⑦玄関に入れない。

⑧預貯金などプライバシーを明かさない。

⑨その場で契約しない、お金を渡さない。

「一晩考える」「家族と相談して決める」を鉄則にしましょう。

⑩早く家族や県消費生活センターに相談する。

契約して不審に思ったら、一刻も早く相談してください。

＊相談・問い合わせは
新潟県消費生活センター
新潟市新光町4－1（県庁内）
☎025－285－4196

お買物、ご用命は市内で

◎高く現金で買います。　お電話くだされば、お伺いします
タンス・セトモノ・掛軸・土蔵の品・不用品・他
古美術　岩渕
☎昼025(266)3426　(新潟市)
☎夜0250(24)3478　新津市車場1

クーリング・オフって

クーリング・オフをするときは

①内容証明郵便での通知例

内容証明書用紙

被通知人　○○県○○市○○町○○番地

○○○の契約解除について

○○年○月○日　○○県○○市○○町○○番地　山田太郎

私は、去る○月○日、貴社のセールスマンの訪問を受け、自宅において貴社の商品（○○○○○○○○）を購入する契約をしました。

しかしながら、この契約を解除させていただきます。

なお、セールスマンが置いていかれた商品は、お引き取りいただき、支払った○○○円を返金してくださるよう、お願い申し上げます。

②ハガキ（簡易書留）での通知例

申込（契約）日　○○年○月○○日
販売会社名（○○○○○○○）
商品名（○○○）
担当者名　○　○　○　殿

右記日付の申込みを撤回（または契約を解除）します。

○○年○月○日
○○県○○市○○町○○番地
山田太郎

通知は　①内容証明郵便か　②簡易書留にしたハガキで…

- 内容証明郵便の用紙は文具店などで売っている市販の用紙を使うと便利。
- 3部複写する。
- 一行20字詰。文字訂正は訂正文字の上に二本の線を引き、押印し、上段余白に○字訂正（削除・加入）と書く（印は認印でよい）。

お買物、ご用命は市内で

これなら安心　サービス特典付　4年以内の裏返し一部屋につき1枚無料
畳に保証書がつきました！
新津畳協同組合加盟店より畳をご購入頂きますと、アフターサービス、安心保証をお約束する、保証書を発行致します。
●但し新畳10,000円以上、表替6,000円以上の畳に限らせて頂きます。(税別)
お問い合わせは
新津畳協同組合
☎22-7923
又はお近くの畳店へどうぞ